

市第26号議案

庁舎駐車場の指定管理者の指定

次のように庁舎駐車場の指定管理者を指定する。

令和 8 年 9 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市戸塚区総合庁舎駐車場及び横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場	東京都品川区西五反田 2 丁目 20 番 4 号	タイムズ 2 4 株式会社連合体 代表者 タイムズ 2 4 株式会社 代表取締役社長 西川 光一	令和 9 年 4 月 1 日から令和12年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

横浜市戸塚区総合庁舎駐車場及び横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

タイムズ 2 4 株式会社連合体の構成員

- 1 東京都品川区西五反田 2 丁目 20 番 4 号

タイムズ 2 4 株式会社

代表取締役社長 西 川 光 一

- 2 東京都品川区西五反田 2 丁目 20 番 4 号

タイムズサービス株式会社

代表取締役社長 川 上 紀 文

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）